

沖縄海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第139条の規定により委員として推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「候補者」という。）の評価を行うため、沖縄海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 知事の求めにより候補者の評価を行い、知事に報告すること。
- (2) 推薦又は応募により提出された書類等に基づき候補者の評価を行うほか、必要に応じて、面接その他必要と認める方法による評価を行うこと。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 沖縄県農林水産部 農漁村基盤統括監
- (2) 沖縄県農林水産部 水産課長
- (3) 沖縄県農林水産部 水産海洋技術センター所長
- (4) 沖縄県漁業協同組合連合会 参事
- (5) 沖縄県信用漁業協同組合連合会 統括部長
- (6) その他知事が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には農漁村基盤統括監を、副委員長には水産課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会は、必要があると認めるときは、評価委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くほか、必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 評価委員会の会議は、非公開とする。

(秘密保持)

第6条 評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から、漁業法等の法律の一部を改正する法律（平成30年法律第95号。同法附則第1条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間におけるこの要綱の規定の運用については、第1条中「漁業法」とあるのは「漁業法等の法律の一部を改正する法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法」とする。